

生涯学習情報誌「あんてな」広告掲載募集要項

市が年4回発行している生涯学習情報誌「あんてな」に掲載する有料広告を次のとおり募集する。

1 応募資格要件

以下の条件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつ、その取消しの決定を受けていないものを除く。）でないこと。
- (3) 安城市における市税（市民税、固定資産税など）及び料金等の滞納がないこと。

2 応募方法

(1) 提出書類

ア 申込書

申込書の種類は下表のとおり。なお、申込書にある広告掲載料とは、広告の掲載が決定した申込者が市に納付する料金であり、掲載する業者を決定する選定基準である。

	種類	様式
1	一括購入用申込書	様式第1
2	個別購入用申込書	様式第2

イ 会社概要（パンフレットなど）

提出された書類は目的以外には無断で使用しない。また、原則として提出書類は返却しない。

(2) 提出方法 持参又は郵送で提出。

(3) 募集期間

平成30年6月24日（日）から7月15（日）まで。

郵送による場合は期間内必着とする。また、持参する場合は、午前8時30分から午後5時15分までとする（月曜休業）。

なお、募集期間内に応募がなかった場合、下表のとおり先着順で随時募集す

る。募集の終了は、市ホームページ「望遠郷」にて告知する。

	募集期限	内容	金額
1	平成30年 9月29日(土)	2018冬号・2019春号の 2回分購入	210,000円
		2018冬号・2019春号の いずれか1枠を購入	120,000円
2	平成31年 2月10日(日)	2019春号の1枠	120,000円

(4) 提出先

ア 持参の場合

安城市教育委員会生涯学習部生涯学習課生涯学習係

〒446-0041 安城市桜町18番2号(安城市役所西庁舎内)

イ 郵送の場合

安城市教育委員会生涯学習部生涯学習課生涯学習係

〒446-8501 安城市桜町18番23号

3 仕様等

広告の仕様は次のとおりとする。

(1) 広告媒体

広告媒体は、生涯学習情報誌「あんでな」の裏表紙半面とする。上下どちらになるかは市が決定する。

(2) 掲載規格

ア 1枠の大きさは、縦131mm×横189mmを基本とする。

イ 色は2色。色は市が決定する。受託者には色が決定次第、詳細なカラー番号を伝える。色については、安城市webサイトの「生涯学習情報誌「あんでな」」参照。

ウ 広告の右上に「広告」と表示する。

(3) 募集枠数

各号(2018秋号・2018冬号・2019春号)につき1枠。購入方法は下表のとおり。この枠を購入する広告代理店又は広告主を募集。

ただし、この枠を購入し複数に分けて別の広告を掲載することは可(枠内を分割して購入は不可)。

	種類	内容
1	一括購入	2018秋号・2018冬号・2019春号の各1枠、計3回分をまとめて購入
2	個別購入	2018秋号・2018冬号・2019春号のいずれか1枠を購入

(4) 発行部数

約74,000部/回。

ただし、今後の発行部数を保証するものではない。

(5) 広告内容

ア 申込者及び申込者が自身以外の広告を掲載する場合に実際に広告を掲載する事業者（以下「広告主」という。）は、安城市広告掲載実施要綱（以下「要綱」という。）第3条の基準に適合したものに限る。

イ 内容及びデザインは、要綱第4条の基準に適合したものに限る。また、要綱第9条1項に規定する安城市広告審査委員会で承認されたものとする。

(6) クレーム処理等

ア 申込者及び広告主は、広告内容に関するクレーム等について責任を負い、速やかにクレーム等の解決に当たること。

イ 申込者及び広告主は、業務停止等の問題が生じた場合、速やかに市へ通知すること。その場合の対応は別途協議する。

4 広告掲載料

最低提示額は下表のとおり。金額は消費税及び地方消費税相当額を含めたもの。

	種類	金額
1	一括購入	315,000円
2	個別購入	120,000円

5 選定方法

(1) 選定基準

申し込みが複数あった場合は、広告掲載料を最も高い額で提示した者を選定する。

ただし、一括購入は個別購入よりも優先して選定する。

また、それぞれの購入方法において同額の場合は、市による厳正な抽選により決定する。

(2) 広告掲載の決定等

ア 審査を行ったうえで広告掲載の可否を決定する。広告掲載の申込者に対し、生涯学習情報誌「あんてな」広告掲載（不掲載）決定通知書（様式第3）により通知する。

イ 掲載が決定した場合は、広告原稿の印刷物とデータを下表の期日までに提出すること。

	掲載号	原稿提出期限	発行予定日
1	2018秋号	平成30年 7月20日（金）	8月16日（木）
2	2018冬号	平成30年 10月9日（火）	11月6日（火）
3	2019春号	平成31年 2月15日（金）	3月19日（火）

6 データ仕様

- (1) Adobe Illustrator（イラストレーター）CS3、ファイル形式は ai 形式か eps 形式。
- (2) フォントはすべてアウトライン化。
- (3) 原寸でクリッピングマスクをかけ、マスク外によけいなデータが無いようにする。
- (4) カラーは2色（K版＋特色1色）。
- (5) 特色の作成はスポットカラー（特色またはグローバル）をスウォッチに登録すること。
- (6) 画像解像度は実寸で 350dpi のグレースケール、または2色分解された eps 画像。
- (7) 画像データは埋め込まず、リンクとして配置し同一フォルダに格納する。
- (8) 確認用に JPG または PDF ファイルを同梱し zip 形式に圧縮し、メールまたは CD-R 等のメディアで納品。

7 「広告」表示

- (1) 広告には、広告を告知するロゴ「広告」（以下「ロゴ」という。）を広告欄の右上に入れること。ただし、分割して複数の広告を掲載する場合には、広告ごとにロゴを入れること。
- (2) ロゴのサイズは、横 12 mm×縦 7 mmとする。ただし、分割して複数の広告を

掲載する場合には、横 10 mm×縦 6 mmとする。

(3) ロゴの文字は、ゴシック体（MSゴシック体など）とし、サイズは 14 ポイントまたは 20 級とする。ただし、分割して複数の広告を掲載する場合には、11 ポイントまたは 16 級とする。

(4) ロゴは、ベタ白抜きとする。

8 広告掲載料の納付

申込者は、市が別途指定する日までに広告掲載料を一括して納付すること。

9 広告掲載料の返還

納入された広告掲載料は返還しない。

ただし、広告主の責に帰さない理由により広告を掲載できなかった場合は、下表のとおりとする。

なお、返還する広告掲載料には、利子を付さない。

	種類	返還方法
1	一括購入	掲載できなかった号につき、広告掲載料に 4 分の 1 を乗じた金額（小数点以下切り捨て）を広告主に返還
2	個別購入	広告掲載料を全額、広告主に返還

10 再委託等の禁止

申込者は、安城市の承諾を得た場合を除き、業務の全部若しくは一部の履行（個人情報の処理を含む）を第三者に委託し、又はこの業務により生ずる債権を譲渡してはならない。

また、安城市の承諾を得て業務の一部（個人情報の処理を含む）を第三者に委託した場合でも、安城市に対し再委託先の行為について全責任を負うものとする。

11 市税等の納付状況調査

申込者及び広告主は、安城市が広告主に関する市税（市民税、固定資産税など）及び料金等の情報を調査することを承諾した上で応募すること。

また、申込者が広告主を報告する場合は、市税及び料金等の納付状況調査同意書（様式第 4）を用いて広告主に、納付状況調査への同意を得、提出すること。

12 留意事項

(1) 応募に要する費用、また広告原稿作成に関する費用は、申込者負担とする。

(2) 掲載しようとする広告が要綱第 3 条及び第 4 条の基準に抵触するとき、広告

掲載料を指定した期日までに納入されなかったとき、その他市長が適当でないと認めるときは、広告の掲載を取り消すことがある。

(3) この要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市、申込者及び広告主が協議して決定する。

1 3 問い合わせ先

安城市生涯学習課生涯学習係（安城市役所西庁舎内）

電 話 0 5 6 6 - 7 6 - 1 5 1 5（直通）

F A X 0 5 6 6 - 7 7 - 6 0 6 5

メール shogaku@city.anjo.lg.jp

附 則

この要項は、平成30年6月8日から施行する。